

第9回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日 時：平成 23 年 2 月 17 日（木） 10:00～11:45
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 統計センター第 1 会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、安田委員（椿委員は欠席）
池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行（環境省、
独立行政法人統計センターは欠席）
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（上田管理官補佐ほか 2 名）
- 4 議 題：(1) 情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における議論について
て
(2) 諸外国における二次的利用の状況について
(3) 研究会で検討すべき課題について

5 議事の概要及び意見等

- 議題 1 情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における議論について
事務局より、資料 1 に基づき、昨年未実施された情報通信利活用のための規制・制度改革に
関する専門調査会における議論について説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 統計調査の事後的に公開される程度と調査自体の正確さについて、公開されることが前提となると統計調査の精度が下がるとの因果関係は必ずあるのか。提供者にとって不利にならないことをどうやって制度の中で担保するのか。（縣委員）
→ 国際的な統計の取扱いとして個別に不利益を被るような利用はしないことを前提にありのまま答えるようになっている。この考えに基づいて統計は制度設計されているという点をご理解いただきたい。また、個人の秘密の保護は守られ、不利益を被る事はないといったようなことを理解していただかないといけない。そういった方策についてもご意見賜りたい（事務局）。
- ・ 「公表」と「公開」の意味が統一されて使われており、議論を妨げているのではないか。誤解のある発言もある。（玄田委員）
→ 機会が与えられるようであれば、理解いただけるように説明していきたい。（事務局）
- ・ 詳細の集計表が各府省で作られているが、これについて認識がないのではないか。上手に公表できれば誤解も半分くらいは溶けるのではないか。（安田委員）
- ・ 我々が議論している二次的利用と民間開放とが混乱している意見も散見される。整理が必要。事務局で情報収集して研究会に情報提供してほしい。また、委員からも意見を出してもらいたい。（廣松座長）

○ 議題2 諸外国における二次的利用の状況について

(資料として少し古く必ずしも正確ではないかもしれないとの前提の上) 事務局より、資料2に基づき諸外国の二次的利用の状況について説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 提供内容だけで議論するのでは、議論を錯綜させる恐れがある。極めて取得が難しいと思うが、方策の拡大のためには要員体制と予算措置の情報が必要であるのでこれらの諸外国の情報可能な限り収集してほしい。(玄田委員)
- ・ 基本計画部会第1ワーキンググループで各国の情報を集めた資料があると思うので次回にでも提出してほしい。(廣松座長)
- ・ 誰が使っているかがわかっているというライセンス制について、どれくらいの意味があるのか、また、利用結果を公表させることにより利用側の態度の制約がかかるが、これもどれくらい現実味あるかということを検討する必要があるのではないか。(縣委員)
- ・ 研究者は匿名データというとパブリックユースファイルを連想される方が多いが、日本で提供している匿名データは、このパブリックユースファイルとは違うのでそのことを明確にすべき。資料も誤解を生む表現があるので改めた方が良い。どういった名前にするかも大きな問題であるので、言葉の使い方も含めてご意見を伺いながら研究会で検討していきたい。(廣松座長)
- ・ 日本で提供している匿名データはドイツで言うサイエンティフィックデータに近い。それぞれの国によって制度が設置された背景が少し違うので、一概にそのまま比較するのは難しいのではないか。一橋における実験、制度デザインはどちらかというアメリカのパブリックユースとオンサイトの例を念頭にしており、サイエンティフィックファイルを念頭にしていなかった。そのため、言葉も含めて中途半端な形で仕上がっており気になっているところ。(安田委員)
→ 用語等については今後気をつける。(事務局)
- ・ すべての国で大学との協力関係が大きな要因になっている。日本でもサテライトという形で大学の協力を得ているが、今後この二次的利用をより一層推進させるためには、大学との密接な関係が大変重要な要素になるのではないか。(廣松座長)
- ・ アジア各国の状況はどうなっているのか。アジアで制度を導入する時は多くの場合日本がモデルのひとつになる事が多い。アジアと日本の連携をどうするかというのがひとつの課題になっている。(玄田委員)
- ・ 韓国で制度設計に携わった者がちょうど一橋大に来ているので情報提供を受けることができる。(安田委員)
- ・ その方からヒアリングするような事も事務局で検討してほしい。(廣松座長)

○ 議題3 研究会で検討すべき課題について

(ライセンス制／倫理教育)

- ・ 二次的利用を通じて統計が身近になっていく事と、同時にやはりある程度専門性をもって接するという体制を整理すること、これを同時に進めていくことが大きな課題と感じている。また、統計倫理等を含め、教育という事を手続きの中で大きな課題として明示的に考えていく時代ではないだろうかと考える。手続きが煩雑すぎるとかという苦情が非常に目に付くが、簡素化

するためにもしかるべき教育が施されているというような事がない限り、簡素化はあり得ないのではないか。簡素化という議論だけが一人歩きするのは大変危険だと思う。

外国の事例にあったようにライセンス制度を調べ、そのまま当てはめるのではなく、日本のやり方に合致させ、統計倫理教育を含めた利用者ということを、より客観的に専門性を保障していかないと、国民の不安解消ということにもならないし、非調査者の信頼を確保する事を考えなくてはならない。(玄田委員)

- 教育目的で匿名データを利用された方に提供側として倫理教育もやって欲しいとお願いしている。(安田委員)
- 学習指導要領が変わることを踏まえて統計学会のあるグループの方が中心になって統計教育の在り方に関して色々議論をされている。統計倫理についても議論されているようであるのでそちらの方も見ながら、利用者側のそのような動きと提供する側の動きとが上手く合致することができれば大変よい方向に向かうのではないかと。(廣松座長)

(パブリックユースファイル／プログラム送付型リモートアクセス)

- 個人的感想として、パブリックユースファイルが提供できるようになると専門調査会が言っていることの一部は実現できるのではないかと思う。しかしながら、そのために新たなリソースが必要になるということになり、今すぐそれが実現できるということにはならないと思う。また、プログラム送付型のリモートアクセスに関して、二次的利用を開始する前の段階で議論したことがある。(廣松座長)
- 送られてきたプログラムが動くとは限らず、申請者にプログラムを書き直してもらうのではなく、提供側で書き直したということもあり、それを考えると難しい。ルクセンブルグインカムスタディは、プログラムを送る前に2週間なら2週間の講習会に出て、使い方をマスターした上で修了書のようなものをもらわないと使わせてもらえないという制度であり、そういう制度を作れば可能かもしれない。また、利用者を密に支援するオーダーメイド集計とオンサイト集計の中間みたいなことを現行制度でやろうとすると難しい。講習会をして認定方式みたいにするか、指導を密にしてサポートするか、どちらかではないかと考えている。(安田委員)

(大学・学会との協力)

- 講習会をやるとなると大学なり学会なり協力が必要。いくつかの学会が二次的利用に興味を持っていて、意見書も出ているはずなので、そういうところに協力依頼するというのは可能ではないか。(廣松座長)

○ 事務局から資料について、今日の意見の外に追加意見があれば様式自由で3月2日までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

○ 次回の研究会は3月下旬予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)